資料7

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断するに際し、特にご意見を頂きたい案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断して良いか審議が必要な理由
A200800003	平成20年3月15日	平成20年4月1日	延長コード	火災	留守中の部屋から出火する火災があった。室内に複数の電気製品につながれた当該製品があった。	愛知県		調査の結果、当該製品の電源プラグ刃間のホコリの付着や湿度の影響で当該プラグ刃間でトラッキングが発生し、火災に至ったものと判断した。 当該製品の袋に記載された取扱説明の中には、トラッキングに関する注意事項が記載されていなかった。

議論のポイント
　コンセントやプラグのホコリによるトラッキングについて、ホコリをためてはならないということについては、消費者において知識として知っておくべき内容として扱う。（ホコリをためてはいけないことに関する表示の有無のみを持って、製品起因かどうかの判定材料としない）

趣旨
(1) 重大製品事故報告・公表制度において報告のあった案件の中に、製品設計・構造等の問題ではなく、誤使用・不注意による事故と判断される案件が多く含まれている。
(2) 従来、本委員会において、製品起因か否かの判断に当たって、製品自体に問題がない場合であっても、表示自体に問題があることを持って起因とした例がある。（冷水筒の「熱湯OK」）
(3) 他方、コンセントのホコリによるトラッキング等のケースにおいては、従来から本委員会において、取扱説明書等の記載の有無にかかわらず、その事象自身が不注意として扱ってきた事例もある。全ての誤使用・不注意の可能性を取扱説明書等に記載させることを誘導することになると取扱説明書等の量をひたすら増大させ、結果として、消費者の重要な事項に関する理解を妨げることになりかねない。
(4) いかにして製品事故から消費者を守るかの観点から、取扱説明書等の記載について検討することが重要。
(5) 具体的には
　・コンセントにホコリがためられていたことによるトラッキング
　・天ぷら調理中にその場を離れたことによる発火事故
　・石油ストーブを消火せず、灯油を給油していた際の事故　など
消費者自身が自ら及び家族の身体と財産の安全を守るために是非とも知っておくべき事項については、従前同様取扱説明書等に記載があるかで、製品起因であるかを判断するのではなく、むしろ消費者において当然知識として持っていて欲しい事象として整理し、消費者庁設立後進むであろう消費者教育に、その内容を反映するよう努力することとしたい。
(6) なお、事業者に対しては、製品起因か否かの判断とは別に、取扱説明書等において、製品の取扱に当たっての注意事項について、出来るだけわかりやすく記載することを指導していく。

☆今後、第三者委員会で取り扱う個別の案件の議論結果を踏まえ、消費者教育に反映させる事項をとりまとめていく。